

教職員による児童生徒性暴力等が 発生した場合の初動対応マニュアル

児童・生徒を守り育てる立場にある教職員が、立場や関係性を利用して児童・生徒に性暴力を行い、当該児童・生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることは断じてあってはならない。

児童・生徒に対する被害の深刻化や心身等への影響を最小限に抑えるためにも、初期の段階で適切に対応していくことが極めて重要である。教育委員会、学校、教職員があらかじめ役割をしっかりと認識し、それぞれの対応方法や手順、事実確認など調査の実施方法、被害児童・生徒の保護、支援やこれらに関する留意事項を整理しておく必要がある。

教育委員会では、こうした認識の下、教職員による児童・生徒に対する性暴力等の事実があると思われる場合に、関係者がそれぞれの役割を迅速に果たし、適切な措置を行えるよう初動対応の方針を策定するものである。

静 岡 県 教 育 委 員 会

静 岡 市 教 育 委 員 会

浜 松 市 教 育 委 員 会

(令和7年3月)

《目 次》

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 事案発生編（教職員の対応） ・・・・・・・・	3
1. 教職員の役割	
(1) 最小限の聴取り・・・・・・・・	4
(2) 学校管理職等への報告等・・・・・・・・	4
(3) 相談に来た時の様子の記録・・・・・・・・	5
2. 留意点	
(1) 児童・生徒からの相談への対応例・・・・・・・・	6
(2) 児童・生徒からの相談があった際に伝えてはいけない言葉・・・・・・・・	7
(3) 教職員による発見・・・・・・・・	8
第2章 情報共有編（学校管理職の対応） ・・・・・・・・	9
1. 学校管理職の役割	
(1) 教育委員会への第一報・・・・・・・・	10
ア 所轄警察署による聴取りに委ねるべき場合・・・・・・・・	10
イ 専門家の協力を得て聴取りを行うべき場合・・・・・・・・	11
ウ 学校内の体制で聴取りを行うことが可能な場合・・・・・・・・	11
(2) 保護者への第一報・・・・・・・・	12
(3) 事案に応じて必要な、教育委員会から所轄警察署への通報や相談・・・・・・・・	13
ア 所轄警察署へ直ちに通報する場合・・・・・・・・	13
イ 所轄警察署へ速やかに相談すべき場合・・・・・・・・	13
(4) 事実確認(学校単独で行う場合)・・・・・・・・	14
ア 客観的な証拠の収集・・・・・・・・	14
イ 第三者供述の収集・・・・・・・・	15
ウ 被害児童・生徒からの聴取り・・・・・・・・	16
エ 児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員への聴取り・・・・・・・・	19
(5) 児童・生徒の保護・初期支援・・・・・・・・	20
ア 児童・生徒の保護・・・・・・・・	20
イ 被害児童・生徒への初期支援・・・・・・・・	21
(6) 事実確認の結果の報告等・・・・・・・・	22
2. 留意点	
(1) 保護者への対応・・・・・・・・	23
(2) 校内児童・生徒や周囲の教職員の説明・・・・・・・・	23
(3) SNS等によるトラブルの予防・・・・・・・・	24
第3章 他機関等との調整編（教育委員会の対応） ・・・・・・・・	25
1. 教育委員会の役割	
(1) 専門家の協力を得た調査・・・・・・・・	25
(2) 過去の児童生徒性暴力等の相談に関する調査の調整・・・・・・・・	25
(3) 告発義務の確実な履行・・・・・・・・	26
(4) 児童相談所との調整・・・・・・・・	26
2. 留意点等	
(1) 静岡県内所轄警察署 連絡窓口一覧・・・・・・・・	27
(2) 参考資料等・・・・・・・・	28

はじめに

本冊子は、教職員等から児童・生徒が性暴力等を受けるという事案が発生した際に、被害児童・生徒の尊厳と権利を守り、教育委員会や学校が迅速かつ適切に対応するために作成しました。

そのため、教育委員会は、初動対応の指針を明示し、事案発生時の対応を統一することとしました。第1章は、各学校で、事案発生時の第一報を受ける可能性の高い教職員の注意すべき点、第2章は、第一報を受け、学校管理職の行うべき連絡と学校の体制づくり等、第3章は、警察の相談窓口などを介して、警察等諸機関と連絡を取り合うための学校と教育委員会の役割などを記載しました。

各学校は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨の理解を教職員間で進め、その上で、組織体制を点検し、事案発生時に初動に遅延が起きたり、必要な連絡に不備が生ずることのないよう全教職員に周知を願います。

静岡県警察本部・静岡県地方検察庁からのコメント

現在、児童・生徒が性暴力等の被害にあった場合、警察、検察庁、児童相談所が連携し、代表者1名が、児童・生徒の精神的負担や特性に配慮した方法で事実の聴き取りを行う代表者聴取（司法面接、協同面接等とも呼ばれる）が広く行われています。

警察と検察庁は、代表者聴取での聴取内容を基に、捜査や裁判を進めていくため、そこで児童・生徒が話した内容は、非常に重要な証拠になります。

この代表者聴取は、録音・録画下で行われますが、令和5年の刑事訴訟法の改正により、代表者聴取の状況を録音・録画した記録媒体が、刑事裁判の証拠となることが明文化されました。

ただし、証拠採用されるための要件の一つとして、代表者聴取を行う前に、児童・生徒の供述が、第三者からの誘導・誤導等によって汚染されるような状況がなかったことが求められています。学校現場での初動対応は、まさに、この代表者聴取を行う前の場面に位置づけられます。

教職員の方々が、児童・生徒からどのような聴取りをしたかということは、その後の代表者聴取で児童・生徒が話したことの信用性に影響するため、対応に当たった教職員が捜査機関の事情聴取を受けたり、裁判で証言したりすることが求められる場合もあります。

被害にあった児童・生徒が更に傷つくことがないように、そして、必要な支援や手続きにつなげられるよう、適切な初動対応と、警察・検察との連携に、ぜひ御協力をお願いいたします。

静岡県警察本部、静岡県地方検察庁

教職員は、まずは学校管理職へ報告を！

学校管理職は、直ちに教育委員会へ報告を！教育委員会は、速やかに警察と連携を！（注）

（注）法律用語として「直ちに」「速やかに」は、時間的即時性を使い分けており、時間的即時性が強く求められるのが「直ちに」である。（警察確認）

※本冊子では、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年4月1日施行 令和5年7月13日改正）を「法」という。また「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定令和5年7月13日改訂）を「指針」という。

初動対応（児童生徒からの相談）の基本「まずは、報告！」

児童生徒性暴力等の被害 ⇒ 教職員が相談を受けた

- 児童・生徒が教職員等に直接打ち明ける
- 教職員が発見する
- 保護者等からの相談がある
- 第三者相談窓口等への相談がある（教育委員会経由も含む）

マニュアル 4 頁～

この段階での聞き取りも、できる限り、学校管理職・教育委員会の指示で聞き取ることが望ましい。

学校管理職への報告

学校管理職の対応

常にやり取り

教育委員会の対応

教育委員会への第一報（この一報に基づき教育委員会は対応する）

- 警察に通報等をするべきか、専門家の協力を要請するべきかの相談（判断）

マニュアル 10 頁

学校体制の構築

- 情報共有体制（関係者の制限）、相談窓口の一元化、保護者対応（対応の説明、被害届等の相談）

マニュアル 11 頁～

教育委員会と相談し、事案に応じて、所轄警察署と速やかな相談

- 犯罪であることが明らかなき場合は、直ちに通報
- 犯罪に該当するか否かを迷う事象が生じている場合は、ためらわずに相談

マニュアル 13 頁～

事実確認

- 客観証拠の確保
- 被害児童・生徒への聴き取り
- 児童生徒性暴力等が疑われる教職員への聴き取り

マニュアル 14 頁～

児童・生徒の保護・初期支援

- 被害児童・生徒と性暴力を行った教職員の接触の遮断
- 被害児童・生徒への初期支援対応

マニュアル 20 頁～

事実確認結果の報告等

- 犯罪に該当する事実が明らかになった場合は、教育委員会に報告、教育委員会は所轄警察署通報
- 教育委員会、保護者等への報告

マニュアル 22 頁

教育委員会から警察に通報（学校管理職とともに行う場合もある）

教育委員会内の情報共有・協議 専門家の協力を得た調査

- 客観的な事実の確認
- 被害児童・生徒の尊厳の保持
- 再発防止策の指示

マニュアル 25 頁～

告発義務の確実な履行

- 学校、警察機関との連携、弁護士への相談

マニュアル 26 頁

必要に応じて、児童相談所など 他機関との調整

- 事案に応じて、関係機関と連携し、学校に具体的な指示

マニュアル 26 頁～

第1章 事案発生編（教職員の対応）

この章の概要

事案が発生した場合、児童・生徒は、日常的に接し、信頼を寄せている教職員に相談することが多い。そのため、教職員は、児童生徒性暴力等の被害の相談を最初に受ける可能性が高く、その初動対応は重要である。教職員は、打ち明けた児童・生徒が相談をないがしろにされたと感じることがないように傾聴する姿勢で対応する等、初動における自らの役割を事前に把握しておく必要がある。

さらに、教職員は日頃から児童・生徒の身体的状況や発言、行動などを観察し、保護者の様子に目を配りながら、気になる点、変わった点等がないか把握することに努めなければならない。

この章は、事案発生時における教職員への児童・生徒からの相談に対して、「聴取り」に関するポイント、「事案の報告」に関するポイント、「記録の仕方」に関するポイントを中心に記載している。児童・生徒が、苦しみながら打ち明ける緊迫した場面で、相談を受けた教職員が落ち着いて児童・生徒に対応できるよう留意点等を記載する。

この章に関することをチェックしてみましょう。

チェック	確認内容	確認ページ
☐	被害児童・生徒からの相談時には、内容を最小限に聴き取り、詳細な質問を避けていますか？	4
☐	相談を受けた際には、速やかに学校管理職へ報告するということを認識していますか？	4
☐	相談内容を正確に記録し、相談者の言葉をそのまま残す必要性を理解していますか？	5
☐	被害児童・生徒への配慮として、同じ教職員が繰り返し聴き取りを行わないことを理解していますか？	6
☐	被害児童・生徒のプライバシーを尊重し、適切な情報共有を心がけていますか？	7～8
☐	被害児童・生徒の心情に寄り添い、誤解を招く言葉を使わないよう注意していますか？	7～8
☐	被害児童・生徒への相談時、精神的な二次被害を防ぐための配慮の必要性を理解していますか？	7～8

I 教職員の役割

(1) 最小限の聴取り

教職員が児童・生徒から相談を受けた際に注意しなければならないことは、児童・生徒に対する質問や確認を、最小限に留めることである。「児童生徒性暴力等の被害にあった」前提に立ち、「〇〇さんからされたことについて、知っていることを全部教えてくれる?」といった質問のみに留め、一通り聞き終えたら、「他に言っておきたいことはある?」と問いかけ、児童・生徒に自発的に語らせるとよい。児童・生徒からの相談の際に誤った対応をすると、無自覚に児童・生徒を傷つけ、精神的な二次被害が生じる可能性がある。また、児童・生徒は、大人の暗示にかかりやすい傾向があり、不用意な質問や確認は、記憶を歪めるおそれがあることを自覚しておく必要がある。

児童・生徒に対する事実確認は、法第18条第4項で学校管理職、法第19条第1項で教育委員会の役割とされている。一方で、児童・生徒は、教職員を信頼して相談していることを踏まえ、教職員は、学校管理職等への報告・連絡・相談を徹底し、組織として対応する。

児童・生徒から相談を受けた際に行う「最小限の聴取り」は、本章の「2 留意点」を参考にする
こと。

やってはいけないこと（警察からのアドバイス）

- ・教職員が先回りして、児童・生徒が自発的に話していない情報を引き出すような質問はしないこと。

(2) 学校管理職等への報告等

教職員は児童・生徒から相談を受けた際は、まずは学校管理職へ報告する。この時、他の教職員と情報共有はせず、必ず(1) 最小限の聴取り事実の記録を取り、記録に基づき報告する。記録の取り方については、次頁に記載する。

なお、本書では、法第18条第1項及び第2項に規定する教育委員会への報告等は、学校管理職の役割として整理するが、学校管理職の不在時等にあってはこの限りでなく、教職員は教育委員会と相談して適切な措置をとる必要がある場合もある。教育委員会（学校管理職とともに行う場合もある）は、速やかに警察へ通報する。

また、本書において、捜査機関への告発については、学校管理職又は教育委員会における責務として整理するが、教職員による告発も法第18条第3項において認められていることに留意する。

やってはいけないこと（警察からのアドバイス）

- ・教職員が知り得た事実を報告しないことは、重大な事実の隠ぺいになることを認識しておく。
- ・学校における児童・生徒、又は18歳未満の者からの相談は、すべて法の対象となる。

(3) 相談に来た時の様子の記録

教職員が児童・生徒から被害の相談を最初に受けた時の最も重要な責務は、児童・生徒の心に寄り添うことと、記録の作成である。教職員からの問いかけは、「〇〇さんからされたことについて、知っていること全部教えてくれる？」といったように、決して誘導するのではなく児童・生徒自らが発言することを促すことを心掛け、語った言葉をそのまま言葉を変えずに記録する。なお、相談の際には、「(時間、場所等) いつ、どこで、どのように児童・生徒が相談にやってきて、どのような状態(相談時の表情や声のトーン)であったか」についても正確に記録する。

記録は、児童・生徒から語られた言葉のまま正確に記録する。例えば、「パンツの中に手を入れられて、割れ目を指で何度もなぞるようにこすられて、気持ち悪かった」と児童・生徒が申告した際に「下着に手を入れられて性器付近を触られた」と要約するべきではない。性的な表現は、慣れていないとぼかした言葉を用いてしまうことがあるが、そうすることで、記録者の主観や価値観が入る(これを「汚染」という)ことになり、事実の誤認につながる恐れがある。そのためには、「どのような質問を、どのような言葉で、どのような順序で聞いたか」を明記しながら、児童・生徒が語ったとおりに記録することが極めて重要である。

●記録用紙

記録しておく必要がある内容(言葉は、本人の言葉をそのまま記録する。)

(聴取りは必要最小限でよいが、記録は、教職員の質問の内容及び児童・生徒の発言をできるだけ漏らさず、そのまま記録しておくことが望ましい)

語られた言葉 (の記録)

相談時の様子

整理表

記入日	記入者	対象児童生徒 名・学年	性別	被害加害	発生日時と場所	怪我
4月8日	A(教諭)	Bさん(5年生)	女	被害 お尻をさわられた	3月28日13:30 体育館器具庫	なし

記録は、必ず全ての項目に関する記録がなければならないわけではないが、急ぎの場合であっても、箇条書きではなく、質問や発言の内容をそのまま記録すること望ましい。児童・生徒の様子を見ながら柔軟に対応すること。

やってはいけないこと(警察からのアドバイス)

- ・児童・生徒の言葉を要約したり、聴取者の主観や評価を入れた言葉に置き換えたりしないこと。

2 留意点

児童・生徒から最初に被害を打ち明けられた際は、事情聴取のように根掘り葉掘り聞いてはならない。ただし、勇気をもって打ち明けた児童・生徒が、相談をないがしろにされたと感じないように、その場で真摯に傾聴するとともに、相談内容を過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

児童生徒性暴力等の被害の聴取りは同性が行うことが望ましいが、被害を受けたとされる児童・生徒が直接打ち明けるということは、当該教職員との信頼関係があると考えられるため、最低限の聴取りは、同性か異性かを問わず、直接打ち明けられた者が行って差し支えない。なお、聴取り終了後は、速やかに学校管理職に報告をする。

(1) 児童・生徒からの相談への対応例

以下、児童・生徒が教職員に相談をしてきた場面の対応例を示す。ここでいう「事実確認」とは、相談者（児童・生徒）に対して、教職員に話した内容等の正確性を高めることであり、問い詰めることではないことを理解し、事前にその進行を把握し、突然の相談に落ち着いて対応ができるよう確認する。

以下のやりとり場面を想定して、「事実確認」の対応イメージをしてください（丸数字は注意点があります。）。

児童・生徒(Aさん)：ねえ先生、先生にだけ教える。秘密にしてね。

教職員：どうしたの？

児童・生徒：〇〇先生からお尻をさわられたんだ。

教職員：お尻をさわられたんだ、誰がお尻を触られたの？ (①)

児童・生徒：わたし

教職員：Aさんが〇〇先生からお尻を触られたんだね。お話ししてくれてどうもありがとうございます。

(②) そのときのこと、思い出せること全部教えてくれる？

児童・生徒：〇月頃だったかな、学校の中でお尻を触ってきたの。授業終わっていて、誰もいなかった。

教職員：そのときのこと、もっと教えて。

児童・生徒：放課後

教職員：他には思い出せることはない？思い出せることを全て教えてくれてたらいいいよ。

児童・生徒：たくさん、触られた。〇〇先生には内緒にしてね。

教職員：〇〇先生に内緒にして欲しいんだね。とても大事なことから、校長先生やお家の方と相談してもいいかな。(③)

児童・生徒：〇〇先生は怒られちゃうの？

教職員：〇〇先生は怒られちゃうかもしれないけれど、それはAさんのせいではないよ。話してくれてありがとう。他に心配なことがあるかな。(④)

児童・生徒：〇〇先生が学校にいと怖い。

教職員：みんなでAさんを守るように頑張るからね。(⑤) また、お話を聞かせてもらってもいいかもしれないけれど、Aさんが安心して学校に来られるよう一緒に考えさせてね。(⑥) もし、何か先生たちにお問い合わせ事があったら相談してね。(⑦)

(注意点)

- ①児童・生徒が使った言葉をそのまま用いつつ、「誰が」の部分を確認する。
- ②被害を打ち明けた最初のころは、話してくれたことへの感謝を繰り返し述べる。
- ③児童・生徒が秘密にすることを希望しても、(言葉に配慮しながら)共有する範囲を明確にし、共有することを伝える。
- ④(児童・生徒にとって)どのような心配があるかを聞く。具体的な対策などを答える必要はない。児童・生徒が感じている心配なことに寄り添う姿勢を示すこと。
- ⑤当該教職員を排除することは、現場では判断できないが、勇気を出して被害を打ち明けた児童・生徒が、教職員は相談に応じないと捉えてしまわぬよう、学校として対応していくことを伝える。
- ⑥今後、改めて「事実確認」が行われることについて同意を得るようにする。
- ⑦今後のニーズを把握する。

(2) 児童・生徒からの相談があった際に伝えてはいけない言葉

以下の言葉や質問は、教職員が児童生徒性暴力等の話を聞いた際、教職員の困惑や動揺などからよく起こる言葉かけや質問である。これらの言葉は、無意識に出たものであっても、児童・生徒を傷つけることがある。聴取りを行う教職員は、自身を落ち着かせ、被害児童・生徒をさらに傷つけるような言葉かけをしないように心がける。

ア 児童・生徒を責めている(と受け取られかねない)言葉

- ①「あなたが誘ったのでは？」
- ②「泣いてばかりいないで、ちゃんと説明して」
- ③「さっきと話が違うけど、どっちが本当なの？」
→「さっきは●●と話してくれたね。今は××と話してくれたね。私がよくわからなくなってしまったから、もう一度、教えてくれる？」と言い換える。

イ 「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問

- ①「どうして逃げなかったの？」
→「逃げたらどうなると思ったの？」と言い換える。
- ②「どうして付いていったの？」
→「付いていった理由を教えてくれる？」。

ウ 被害を矮小化するなど、被害児童・生徒の心理を理解しない言葉

- ①「先生はこういう相談よく聞いていて、慣れているから恥ずかしがらずに話して」
→被害児童・生徒にとっては初めて受ける性暴力で重大な出来事であるにもかかわらず「教員がこれまで対応したことがある事案と比べて大したことはないと思っているかもしれない」等と児童・生徒の誤解を招くおそれがある。
- ②「早く元気になりましょう」「つらいことは忘れましょう」
- ③「つらいのはよくわかるよ」「時間が解決してくれるよ」(被害児童・生徒にしかわからない)

エ 驚愕を示す言葉

- ①「本当なの？」②「どうして？」③「嘘でしょう？」

オ 相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度）

- ①「〇〇先生に相談してください」「保護者に伝えてください」
- ②「私では手に負えません」
- ③「忙しいから後にして」「時間がないから次にいきましょう」

カ 感情的な言葉（態度）・評価をする言葉

- ①「〇〇先生のやったことは、絶対に許せない！！」
- ②「（児童・生徒に対して）かわいそうだね」

→児童生徒性暴力等の聴取りを行ったとき、教職員等自身も、自身の生き方や価値観と向き合うことを余儀なくされることがある。そのとき、感情的になったり、児童・生徒の気持ちを勝手に決めつけたりせず、落ち着いた態度で穏やかな声でゆっくりと話を聴く。

キ 無責任な言葉（できない約束はしない）

- ①「〇〇先生は明日から学校に来ないよ」と伝えてはならない。
- ②「誰にも言わないよ」「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」と伝えてはならない。
- ③「もうお話を聞くことはないよ」と伝えてはならない。

→このような言葉は児童・生徒を安心させたいという思いから発していることも多いが、曖昧な情報の提供はその後の不安や反応を強める。そのため、正確に伝えることができない情報を安易に伝えないよう心がける。

（３）教職員による発見

教職員は児童・生徒からの訴えだけでなく、日頃の児童・生徒の様子から被害の可能性を疑い、注意深く見守ることが必要である。児童・生徒の行動には、児童生徒性暴力等の被害を反映するような行動が見られることが知られている。例えば、年少児の「自分や他人の性器を触ろうとする」、「トイレをのぞこうとする」、「性に対して通常見られないような強い興味を示す」、「膝に乗りたがる、胸を触ろうとするなどの身体接触が目立つ」、「抱っこした時、くつろがずに体をこすりつけたり興奮を示すような様子が見られる」といった行動は、普通の生活経験では体験しないような性的刺激や興奮を経験させられていることが疑われる。中高生では、性化行動、自分に対する拒否感や自己破壊的行動（自傷行為、性的逸脱行動）、逃避（家出、徘徊）、依存（買い物、過食）、感情の障害（鬱、自殺企図）等として表面化することがある。また、急な生活・行動面の様子の変化等の背景に性暴力被害が隠れていることがある。もちろんこうした行動が全て児童生徒性暴力等の被害と直結するものではないが、注意と観察が必要となる。

児童・生徒の問題行動についてはその表面に現れている行動や現象だけに注目するのではなく、なぜそうしたことが起こったのか、そこに至る生活経験、背景にある児童・生徒の気持ち、悩みに留意し、注意深く児童・生徒の言葉を聴き取ること、児童・生徒をより深く理解しようとする心構えが重要となる。

第2章 情報共有編（学校管理職の対応）

この章の概要

事案が発生した場合、児童・生徒から相談を受けた教職員は、必ず学校管理職に報告する。学校管理職は、事案の内容に応じて、多方面の関係機関と協力して対応することになるが、児童・生徒を性暴力等から守り、成長を阻害することのないよう、その責任を自覚し、見識を深めることが必要である。

この章では、学校管理職が、児童・生徒の安全を確保した上で、教育委員会への報告・連携、教育委員会が所轄警察署への相談・通報した後、専門家との協力を検討・実行するとともに、保護者への報告などを行うことを想定して、ポイントを記載している。

また、学校管理職は、学校内で適切な指示を出すことが求められることから、事実確認の方法や児童・生徒への初期支援で、最低限必要なことをおさえ、その上で、状況に応じて適切な判断ができるよう、そのポイントを記載している。

この章に関することをチェックしてみましょう。

チェック	確認内容	確認ページ
☐	犯罪の可能性がある事案では、所轄警察署に速やかに通報する必要性を認識していますか？	13
☐	捜査機関への報告が遅れることのリスクを認識していますか？	13
☐	警察、教育委員会、専門家との連携方法を把握していますか？	13～14
☐	証拠の確保が重要であることを認識していますか？	14
☐	被害児童・生徒が相談に至る経緯や心理的負担を考慮していますか？	16～17
☐	被害児童・生徒が匿名で相談をした場合の適切な対応策を理解していますか？	19
☐	被害児童・生徒の保護者への連絡が適切に行われる重要性を理解していますか？	21～23
☐	事案終了後も再発防止策や適切なフォローアップが必要であることを認識していますか？	22

I 学校管理職の役割

学校管理職は、事案発生時の記録や報告を適切に作成しておかなければならない。その記録等をもとに、学校管理職は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、警察に通報する。

本冊子は、「初動対応マニュアル」のため初動について示すが、何よりも児童生徒性暴力等を防止することが重要であり、学校管理職は、その責任を自覚し、知識や見識を深めることが必要である。

法は、児童生徒性暴力等を行った教職員を二度と教壇には立たせないため、児童生徒性暴力等により免許状が失効し、又は取り上げられた者を特定免許状失効者等としている。特定免許状失効者欠格期間後の免許状の再授与審査においては、児童生徒性暴力等をしないことの蓋然性に係る検討が行われることを踏まえ、当該教職員が行った児童生徒性暴力等を適切に把握することが必要となる。そのためにも、学校管理職は、正確な記録をとる体制を整えておく。

(1) 教育委員会への第一報

学校管理職は、所属の教職員から「自校の児童・生徒が教職員による児童生徒性暴力等を受けた疑いがある」との報告を受けた時は、直ちに、県立学校は県教育委員会に、それ以外は所管の各市町教育委員会に報告する。その後、事実確認のために児童・生徒への聴取りを行う必要がある場合に、学校管理職は、第一報の時点で把握した情報を基に対応策を検討し、12 頁に記載の別表を参照の上、どのように聴取りを行うべきか教育委員会から指導・助言を受ける。

また、各市町教育委員会（政令市教育委員会を除く。）においては、県教育委員会（教育事務所を含む）と連携して対応する。

なお、自校の児童・生徒が被害を受けた場合以外で、例えば 18 歳未満の者が自校の教職員から児童生徒性暴力等の被害を受けたとの情報を把握した場合も、直ちに各所管の教育委員会に報告し、その後の対応について指導・助言を受ける。

ア 所轄警察署による聴取りに委ねるべき場合

法第 2 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに列举される事由が明らかであり、又は疑わしい時は、所轄警察署による聴取りに委ねる。これらの行為は犯罪であり、証拠の速やかな確保や供述の汚染を防ぐ観点から、直ちに所轄警察署に相談・通報する。

◆法 2 条第 3 項各号に列举された事由のうち、犯罪に該当するもの

性交、性交類似行為（第 3 項第 1 号）、わいせつな行為（第 3 項第 2 号）

児童ポルノ法違反（第 3 項第 3 号）、プライベートゾーンへの接触（第 3 項第 4 号イ）

盗撮（第 3 項第 4 号ロ）

(例) 警察に相談・通報が考えられる具体例（必ず、教育委員会と相談する。上記、犯罪に該当するものは全て相談・通報）

- ・卒業生から、学校在籍中の教職員との性交について、教職員が相談を受けた。
- ・教職員と生徒（元生徒）のわいせつな行為の噂を教職員が聞いた。
- ・保護者から、児童・生徒と教職員がホテルに入っていたなどの情報提供があった。

イ 専門家の協力を得て聴取りを行うべき場合

法第2条第3項第5号の「児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの」や校内の人員で児童・生徒への聴取りを行うことに課題があるとき（12頁別表「専門家の協力を仰ぐべき例」）は、専門家の協力を得て聴取りを行う。

これらの場合は、所管の教育委員会に、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得られるよう調整を依頼し、教育委員会と学校が合同で事実確認と調査を行う。

なお、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者としては、指針では、医師、スクールカウンセラー、公認心理師、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士、弁護士、警察官経験者、学識経験者等としている。

- ・別表「専門家の協力を仰ぐべき例」（12頁）

ウ 学校内の体制で聴取りを行うことが可能な場合

児童・生徒や保護者からの相談の中には、警察に相談・通報したり、専門家の協力を得て聴取りを行ったりするまでもなく、学校内の体制で対応を行うことが相当である場合も少なくない。

しかし、法には規定されていないが、不適切指導として懲戒処分や指導の対象となり得る言動に関する相談は、内容を過小評価することなく、真摯に対応しなければならない。所管の教育委員会と相談の上、校内の人員で対応できると考えられる場合は、迅速に事実確認し、被害の深刻化を防ぐことが望ましい。

(注) 被害を受けたと思われる児童・生徒が、学校関係者、警察等それぞれに、複数回聴取りを受けることは、心理的な負担があることに配慮すること。

◆児童生徒性暴力等とはいえないが、不適切な指導として懲戒処分や指導の対象（別表※1）となり得る言動

(例)

- ・児童・生徒からSNS等で好意を伝えられた等、私的なやりとりをしていることがわかった。
- ・児童・生徒にプライベートゾーン以外への不要な接触などを繰り返し行った。
- ・ドライブなど、児童・生徒と私的な行動をした。
- ・児童・生徒と私的なSNSのやり取りをしようと、個人の連絡先等を児童生徒に渡した。
- ・必要なく児童・生徒と二人きりになろうとする等の行為を繰り返した。 等

別表

分類	法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」		不適切な指導として懲戒処分や指導の対象(※1)となりうるもの
	犯罪に該当するもの	犯罪には該当しないが懲戒処分の対象(※1)となる可能性があるもの	
行為態様	10 頁のイの場合	11 頁のイの場合 等 特に「児童・生徒の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号)」に注意する(例) 悪質なセクシュアル・ハラスメント等 (児童・生徒が不快に感じた性的な言動)	11 頁のウの場合とその例示 等
聴取りの進め方	直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指導・助言を受ける。教育委員会は、速やか所轄警察署に相談・通報する。	教育委員会に報告し、教育委員会の指導・助言のもと、専門家と連携して行う。 【専門家の協力を仰ぐべき例】 ・幼児期や小学校低学年、障害等により、自分が受けた行為が児童生徒性暴力等であると認識できていない可能性がある場合(医師、心理士、社会福祉士、弁護士) ・児童・生徒が心身の不調を訴えている場合(医師、心理士) ・保護者が秘密にしてほしいと希望した場合(心理士、社会福祉士) ・児童・生徒が学校に来ることを怖がり、学校外での聴取りを望む場合(心理士) ・児童・生徒や保護者からの不信感が強く、学校関係者による聴取りを拒絶する場合(心理士・社会福祉士・弁護士)等	学校において行う。 ただし、校内の人員で、児童生徒への聴取りを行うことに課題があるときは、法第2条第3項各号に列挙する事項の「犯罪には該当しないが、懲戒処分の対象(※1)となるもの」として対応する

※1 静岡県教職員懲戒処分の基準、静岡市教育公務員の懲戒処分に関する指針、浜松市教職員の懲戒処分に関する基準に則る

(2) 保護者への第一報

児童生徒性暴力等に関する情報が寄せられた時、学校管理職は、教育委員会と相談し、必要な情報を収集した上で、速やかに、児童・生徒の保護者に報告を行う。学校からの第一報のアクションは保護者にとって重要であり、23 頁の留意点((1) 保護者への対応)を参照の上、学校側の対応者を一本化することや、児童・生徒本人の意向に沿った開示方法をとるなど、事実確認を行っていくことを事前に説明しておく。また、学校管理職は、児童・生徒の保護者が、所轄警察署に被害届を提出する意向があるかを確認する。加えて、当該被害が刑事事件化する可能性がある間は、供述の汚染を防ぐために、保護者から児童・生徒に何があったか聞かないようにし、もし、児童・生徒から保護者に話をしてきた場合は、傾聴するにとどめ、質問することを控えてほしいこと、できるだけメモを取るな

どして児童・生徒から聞いた内容を記録しておき、学校と情報共有してもらいたいことを伝える。

なお、保護者が被害届を提出しないときは、(提出しない理由や心情を聞いた上で)教育委員会に状況を報告し、対応を所轄警察署に相談する。

最初の聴取りの段階で児童・生徒自身が保護者には秘密にしてほしいと希望する場合、その心情の背景にある事情に配慮して対応する。場合によっては、この段階で心理や福祉の専門家に協力を求めて助言を得る。

(3) 事案に応じて必要な、教育委員会から所轄警察署への通報や相談

法においては、犯罪があると認める時は、教職員等は、学校管理職に報告、学校管理職は、教育委員会に直ちに報告・相談、教育委員会は、所轄警察署に速やかに通報しなければならない。また、学校管理職は、犯罪の疑いがあると思われるときも同様に報告を行い、教育委員会は速やかに所轄警察署に通報しなければならない旨が規定されている。ただし、緊急措置が必要なときは、学校管理職が、所轄警察署に通報しなければならない。(法第18条第1項及び第2項)

また、児童・生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならない(法第18条第3項)。そのため、学校管理職において、教育委員会や警察機関等と連携し、当該事案が犯罪に当たるかについて適切に判断を行った上で、告発を遺漏なく行うことが必要となる。

ア 所轄警察署へ直ちに通報する場合

学校管理職は、自校の児童・生徒が教職員から法第2条第3項各号に掲げる行為のうち犯罪に該当するもの又はその疑いがあるものを受けたと申告を受けた場合は、冗談やコミュニケーションの延長として捉えず、教育委員会と相談し、教育委員会は所轄警察署に通報する(27頁連絡先一覧)。

警察・検察等による児童・生徒への聴取りと、学校による児童・生徒への聴取りが重なることで、児童・生徒の心理的負担が大きくなるおそれがあるため、学校管理職は、教育委員会の指導・助言を受け、聴取り等の事実確認の進め方を所轄警察署と相談し、児童・生徒への聴取りを警察・検察等に委ねることを検討する。

また、学校管理職は、教職員が逮捕された場合には、処分等に向けた情報が得られるよう、所轄警察署や検察官等の関係者に必要に応じて連絡先を伝え、教育委員会と連携して当該教職員と面会して事情を聴く機会を確保できるようにする。

警察・検察等から必ず情報提供を受けられるとは限らないが、学校が当該教職員の状況を把握できず、当該教職員が被害を受けたとされる児童・生徒に接触してしまうことを避けるためにも、勾留期間、釈放といった司法手続のタイミングを可能な限り把握することに努める。

イ 所轄警察署へ速やかに相談すべき場合

学校管理職は、校内で起こったおよそ全ての出来事を所轄警察署へ通報し、又は相談する必要はなく、まずは教育委員会に報告し、その対応を相談することが原則となる。しかし、犯罪か否か判断に

迷う事案が生じている場合は、教育委員会に報告の上、教育委員会から速やかに所轄警察署に相談することを依頼する。その際、学校管理職が行う場合もあることを想定しておく。

特に、被害を受けたとされる児童・生徒の心情を慮ることや、保護者が被害届を出したくない意向があるとき等は、学校管理職は、通報すべきかという迷いは強くなるものであるが、このようなときは、その「迷い」を含め、今後の対応について教育委員会に相談の上、所轄警察署と相談する。初動の遅れは児童・生徒の心に致命的な傷を残すリスクが高まるため、相談することをためらってはならない。

相談の結果、警察・検察等による聴取りではなく、まずは学校で事実確認をすることとなった場合は、次の（４）の手順により、事実を確認する。事実確認の過程で、犯罪となる事実が明らかになったときは、学校管理職は、教育委員会への報告や所轄警察署への通報を行う。

（４）事実確認（学校単独で行う場合）

学校管理職は、児童・生徒の人権及び特性に配慮し、名誉及び尊厳を害しないよう注意しながら事実確認を行う。事実確認は原則として次の手順で行うことが望ましい。

ア 客観的な証拠の収集

（ア）校内の防犯カメラや写真、録音等の直接的な証拠

これらの証拠が確保できた場合には、15 頁（４）「イ 第三者供述の収集」を省略し、19 頁「エ 児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員への聴取り」に進んでもよい。

（イ）SNSの投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り

被害児童・生徒本人ではなく、保護者や友人から提供される場合もある。スクリーンショットやテキスト化により保全する。

（ウ）服務上の記録等

当該教職員の出退勤履歴や休暇等の取得状況、被害が特定の部屋で起こっていることが分かった場合には、機械警備の解錠・施錠の記録や鍵の管理状況を確認する。

イ 第三者供述の収集

学校管理職は、児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員に関する情報を同僚教職員から収集する。同僚教職員の範囲としては、養護教諭や学年主任のほか、当該教職員を指導する先輩、指導を仰ぐ後輩の教職員の意見を聴くことも検討する。

学校管理職は、情報収集に際し同僚教職員に対して、被害を受けたとされる児童・生徒のプライバシーに配慮するよう伝えとともに、必ず守秘義務（地方公務員法第34条、第36条）を課す。

なお、当該教職員が同僚教職員から「優秀である」という評価を受けていることや、保護者からの「児童・生徒のために一生懸命である」という評判は聴取る必要はなく、客観的な事実のみ確認を行う。

（参考）情報の聴取り範囲や、得た情報を共有できる範囲

範囲 時点	事実の情報共有等をする教職員	
	事実の確認に携わる一部の教職員	児童生徒性暴力等をしたことが疑われる 教職員以外の全教職員
事実の確認が 行われている 時（※2）	○被害を受けたとされる児童・生徒の名 前、配慮事項 ○児童生徒性暴力等を行ったことが疑わ れる教職員の名前 ▲被害内容	○被害を受けたとされる児童・生徒の名 前、配慮事項 ▲児童生徒性暴力等を行ったことが疑わ れる教職員の名前 ×被害内容
事実確認後、 又は逮捕や報 道により事実 が明らかにな った時	○被害児童・生徒の名前、配慮事項 ○児童生徒性暴力等をした教職員の名前や被害内容	
○情報を共有する（できる） ▲必要に応じて情報を共有する（できる） ×情報共有しない方が良い		

※2 事実確認中であっても、児童・生徒が傷つき、緊急で保護しなければならない場合は、児童生徒性暴力等を行ったことが疑われる教職員と不用意に接触して被害が深刻化することを防ぐため、必要な情報を取捨選択の上、共有する。被害を受けたとされる児童・生徒のプライバシー保護が必要であるため、他の児童・生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないよう配慮する。

ウ 被害児童・生徒からの聴取り

この聴取りは、「第1章 事案発生編」の聴取りとは異なり、情報の収集が目的である。進路指導等の教育相談やカウンセリングとは区別して行うことが重要である。

(ア) 聴取りを行う者と立会（記録）者の人選

学校管理職は、自ら又は養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の児童・生徒の話を客観的に聴くことができる者と立会（記録）者を人選し、被害を受けたとされる児童・生徒から聴取りを行う。

例えば、児童・生徒が信頼している教職員や日頃からよく接している者は、児童・生徒が顔色を伺うなど真実を話せなくなるおそれがある。そのような場合の聴取りは、極力児童・生徒と面識や利害関係のない同性（※3）が行うのが望ましい。このとき、児童・生徒にとって安心できる大人から「あの人は信頼できる人だから安心して話していいんだよ」等、丁寧に紹介する。

他方、まったく面識がない第三者に対しても、言いにくいことを言えないと考える児童・生徒も想定される。児童・生徒の発達の段階等により、面識のない者に対する任意の発言が期待できない場合には、当該児童・生徒が最初に被害を打ち明けた教職員や信頼できる者が聴取りを行ったり、これらの者や保護者が同席（※4）したりするなどの工夫を行う。

つまり、事案が発生した状況、被害児童・生徒の属性により、適切な人選に努めることが重要である。

立会（記録）者についても同様であるが、児童・生徒と利害関係のない者を人選した際は、聴取り開始前に、児童・生徒に当該立会（記録）者が何のために室内にいるかをきちんと説明して、納得してもらうことが大切である。

また、児童・生徒が被害内容を繰り返し何度も説明しなければならないような手続きは避けるべきである。事実確認のような聴取り方を繰り返し行えば、トラウマ記憶を強化させ、心理的な負担が大きくなるため、聴取りを行う者は固定する。ただし、トラウマの話は、聴取りを行う者にも大きな負担がかかるため、他の業務を別の教職員が担うなど、勤務の調整をし、特定の者だけに負担をかけすぎないように配慮する。

なお、児童・生徒が保護者の同席を希望した場合や、保護者が児童・生徒への聴取りの同席を希望した場合は、支障がない限りは同席させてかまわない。保護者が同席を希望するが、児童・生徒が保護者には知られたくないという意向を示している場合には、児童・生徒の心情を大切にして保護者には同席を控えてもらう方向で進める。そのときも、保護者に、児童・生徒の意向をそのまま伝えるのではなく、学校として事実確認を客観的・中立的に行う必要があることを理解してもらい、丁寧な説明に努める。

※3 被害の形態、児童・生徒の様子で判断する（相手が男性の場合、男性を怖がる等がある。）。

※4 （警察からのアドバイス）保護者の同席は慎重な判断が必要。児童・生徒は、保護者に心配をかけたくない等の思いから、多くの場合、真相を話すことの障害となり得る。

静岡県警察・静岡地方検察庁から配布された『「児童・生徒から被害を打ち明けられたら」～司法面接を見据えた初期聴取』を参照し、事案の状況等を確認しながら聴取を行う。

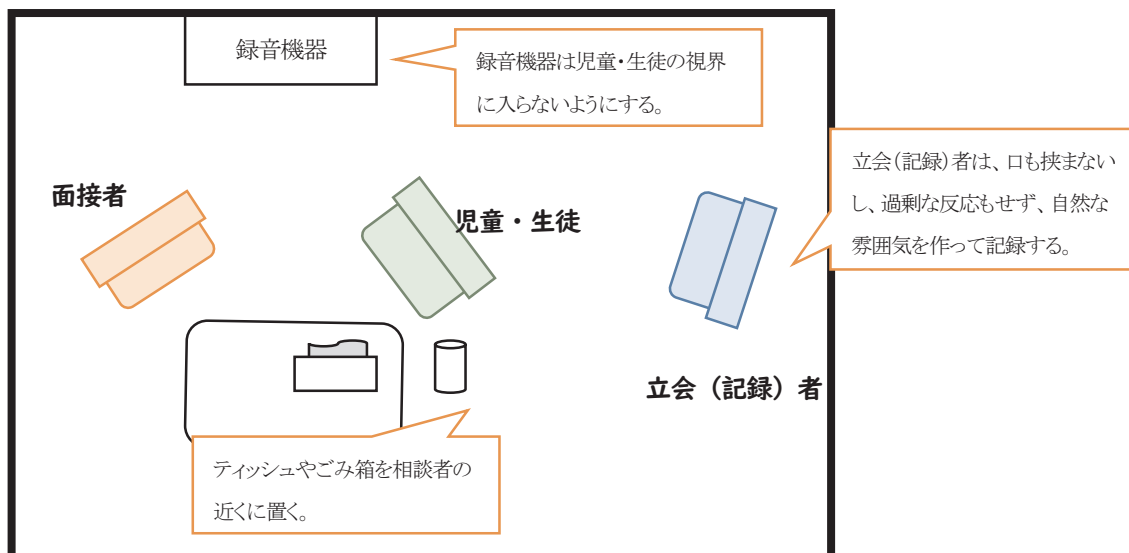
（イ）児童・生徒のプライバシーへの配慮や聴取の際の物理的な配慮

聴取りは、児童・生徒が安心して話せる場所で行う。学校以外の場所が望ましい場合は児童・生徒が安心して話せる場所で行い、所管の教育委員会等へ場所の確保を依頼することも可能である。

聴取りを行う者は、児童・生徒に圧力をかけないようにするため、向かい合うのではなく、斜めに並んで話を聞き、立会（記録）者は児童・生徒の視界に極力入らないようにする。また、児童・生徒に了解を得て録音する。

（聴取り場面でのレイアウト例）

児童・生徒が座る場所は、児童・生徒に選んでもらい、立会（記録）者の位置は必要に応じて変更する。



（ウ）聴取りの進め方

児童・生徒は、「大人はえらい」、「先生は正しいことを言う」、「聞かれたことには何か答えた」と思っている場合が多い。話し手との関係性によっては、顔色をうかがいながら、本当でないことを話してしまう恐れがある。

ここでは、はじめに「先生はその場にいなかったもので、何があったのかわからないこと」、「間違ったことを言うかもしれないこと」を説明し、「本当の事を話すことが大切なこと」、「大人が間違ったことを言ったら、間違っていると云っても良いこと」を練習させてから、聴取りに入ることが望ましいため、導入例を示す。

◆小学生など、「事実とは何か」を確認する必要がある場合に使用する。

(聴取りの導入例) *児童・生徒の状況・年齢等によって質問を変更

- 聴取者 : 今日は、本当にあったことだけを話すことがとても大切です。
では、練習してみましょう。
私は今座っています。これは本当ですか。本当ではありませんか。
- 児童・生徒(○さん) : 本当です。
- 聴取者 : 本当ですね。では、私は帽子をかぶっています。これは本当ですか。
本当ではありませんか。
- 児童・生徒 : 本当ではありません。
- 聴取者 : 本当ではありませんね。○さんは、本当のことと本当のことでないことの
違いがよくわかっているということがわかりました。
私の質問の答えを知らなかったら、知らないと教えてください。私が飼っ
ている犬の名前は何ですか?と聞いたら○さんは何と答えますか。
- 児童・生徒 : 知らないです。(もしくは適当な答え)
- 聴取者 : ○さんは私の飼っている犬のことを知らないですね。答えを知らないとき
は、知らないと答えてよいのですよ。

「誰に何をされたか」を聴取り、「あなたは悪くない」、「あなたに落ち度も責任もない」と明確に伝える。聴取りを行う者は、児童・生徒が自発的に被害を話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取る。
1回の聴取りは、「年齢×5分」を上限の目安とし、聴取りが30分を超える場合は、適宜休憩をはさむ。児童・生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童・生徒の使った表現や言葉を、そのまま、記録に残す。詳細については無理に聴き過ぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴き取れれば、学校管理職は、教育委員会に報告する。教育委員会は、その事実を速やかに所轄警察署に通報・相談する。

(エ) 聴取りの終わり方

児童・生徒が話し終わってから、一度休憩をはさみ、学校管理職、聴取りを行う者で補足の質問を行う必要があるか相談する。

休憩の際に児童・生徒が一人が残ることが不安である場合は立会（記録）者が部屋に残る。

質問の最後に、家族や、他の教職員、関係機関とどこまで情報を共有してよいのか、本人に確認をとる。

児童・生徒が安全に帰れるように、日常会話や深呼吸、軽く身体を動かす等の方法でクールダウンさせ、「話してくれてありがとう」と伝える。

エ 児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員への聴取り

学校管理職は、児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員から聴取りを行う。聴取りは、複数名で行い、児童生徒性暴力等の事実の有無を確認する。この段階は、教育委員会と連絡を取り合いながら、その指導・助言のもとで行う。(※5)

その際、上記アからウまでにおいて得られた情報を、当該教職員に最初からすべて開示しない。当該教職員が事実を否定した場合や、矛盾する事実がある場合に初めて示し、見解を述べさせ、客観的に記録する。

児童生徒性暴力等をする教職員の中には、自分に都合のよいように状況を解釈し、一見論理的に聞こえる言い訳を行う者もいるが、そのような思考の誤りに流されることがなく、誤りを指摘する必要がある。なお、スマホなど個人の所有物を預かる場合は、教育委員会、警察と相談の上で実施する。

また、聴取りの際、当該教職員が、スマホを所持しておらず、別の場所へ取りに行く際は、証拠隠滅の恐れがあるため、必ず管理職が同行し、一人になる状況を作り出さないように注意する。

※5 被害者が匿名で被害を訴えた場合の事実確認

匿名を希望して被害の訴えがあった場合は、周囲の児童・生徒からの聴取りができない。よって、この場合の調査は、14 頁、15 頁のⅠ(4)の「客観的な証拠の収集」及び「イ 第三者の供述の収集」による情報により、被害を受けたとされる児童・生徒を特定し、保護することから始める。

例えば、15 頁のⅠ(4)のイの第三者供述については、被害を受けたとされる児童・生徒の所属する集団(クラス・学年・部活動等)が特定できている場合は、集団単位で養護教諭やスクールカウンセラー等が教育相談を行い、悩みや話したいことがないかを聴取り、被害の訴えがないか確認する。被害を受けたとされる児童・生徒の所属する集団(クラス・学年・部活動等)が特定できない場合は、全校集会などで悩みや話したいことがある児童・生徒はいつでも相談しに来てよいことを伝え、相談を促す。これにより、被害を受けたとされる児童・生徒が特定できた場合は、児童・生徒からの聴取りによる事実確認を行うことができるが、匿名で相談していることに鑑み、聴取りの際のプライバシーの配慮や保護者への報告は、より慎重に行う。

最終的に児童生徒性暴力等に関する事実が認められなかったときも、当該教職員には、証拠隠滅や報復のために被害を訴えた児童・生徒への働きかけを行った場合は、処分の対象となることを説明しておく。また、最終的に被害を受けたとされる児童・生徒が特定できなかった場合でも、状況証拠等から児童生徒性暴力等を行ったことが疑われる教職員等に対しては聴取りを行う。

さらに、特定の教職員のみ聴取りを行うと、その者が真に児童生徒性暴力等をした教職員であった場合には、特定できなかった児童・生徒に対する加害が拡大するおそれがある。被害を受けたとされる児童・生徒が名乗り出ず、事態がより深刻化するおそれがあるため、説明範囲を広げ、教職員全体で児童・生徒を守り抜く環境を整える。

この際、教育委員会、警察との協議に基づき慎重かつ丁寧に実施することになるが、匿名による通報や相談は、事実とは異なることも想定しつつ、学校管理職は、児童・生徒の安全を守ることを第一に考え対応にあたるべきである。

そのため、通報や相談に基づき、当該教職員に対して中立的に事実の確認を行うほか、通報や相談が寄せられた背景を把握するために、当該教職員が学級経営や生徒指導等で悩みを抱えていないか等を聴取る。

(5) 児童・生徒の保護・初期支援

ア 児童・生徒の保護

学校管理職は、教職員による児童生徒性暴力等を受けた児童・生徒を当該教職員から保護するために必要な措置を講ずる。

児童・生徒が、当該教職員がいることを原因として学校に通えなくなることはあってはならない。よって、学校管理職は、児童生徒性暴力等の事実が確認できた場合は、以下の対応策により、児童・生徒と当該教職員の接触を遮断する等により保護し、学習の機会を確保する。これらの対応は、22 頁(6)の事実確認結果を教育委員会に報告するよりも前に行うことができる。(法第 18 条第 6 項)

(ア) 当該教職員が逮捕等により警察又は検察に身体拘束されている場合

学校管理職は、当該教職員が学校からは隔離されるものの、釈放された場合等の対応ができるよう、教育委員会と相談して、自宅で勤務させる等の学校以外の場所での研修を検討する。また、起訴された場合は、教育委員会に報告し、速やかに起訴休職の手続きを行うことを検討する。

(イ) 当該教職員が逮捕されても、在宅事件として身体拘束されていない等の場合

学校管理職は、当該教職員と被害児童・生徒が接することのないよう、教育委員会と相談して学校以外の場所での研修等を検討する。また、起訴された場合は、教育委員会に報告し、速やかに起訴休職の手続きを行う。ただし、被害児童・生徒が、当該教職員が学校にいても支障なく通学できる場合は、学校管理職は、被害児童・生徒を保護するための方法を検討し、保護者や被害児童・生徒等に対して説明の上、理解を得られれば、学校において勤務させることも考えられる。その際は以下のような配慮が必要となる。

(例)

- ・当該教職員を、担任、教科担当や部活動指導担当等から外した上で、児童・生徒の物理的・時間的動線を分ける等して接触の機会を極力なくす。
- ・やむを得ず行事等で接触せざるを得ない場合でも他の教職員が必ず同席する。
- ・保護者や被害児童・生徒等に当該教職員への指導内容を説明し、その後に指導内容が守られない際の通報窓口を案内する。

イ 被害児童・生徒への初期支援

被害児童・生徒への支援は、児童・生徒からの相談や発見した兆候を過小評価することなく、疑いの段階から事案に沿った適切な介入を学校全体で行う。児童・生徒が成長の過程で「過去の経験が児童生徒性暴力等であった」と認識することも多く、相談の時点で既に深刻な被害に至っているおそれもある。また、卒業後にトラウマ反応や心的外傷後ストレス障害（以下「PTSD」という。）を発症する可能性もあり、継続的な支援が必要となることから、初期の段階から学校外の関係機関のサポートを得ることが望ましい。

（ア）学校における初期の支援対応

被害児童・生徒はトラウマ反応等の心身に深刻な影響を受けるほか、PTSD 等の精神疾患を患うと、長期にわたって学校生活に影響が及ぶため、初期の適切な対応が求められる。対応は多岐にわたるため、管理職だけでなく学校全体で組織的に対応するほか、場合によっては外部の機関と連携する等、チームで対応することが重要である。

ア 落ち着いて教育を受けられる環境の確保

被害児童・生徒に対し、まず初めに行う支援は、落ち着いて教育を受けられる環境を確保することである。前記（５）のＡで行う当該教職員との接触を遮断することで被害を終わらせ、再被害に遭わないようにすることはもちろんのこと、被害児童・生徒や保護者のニーズを把握し、被害の影響で学校生活を過ごす上で困難となる要因に配慮する。具体的には、「学校内で行けなくなった場所があるか」、「どのような状況（背後に人がいる、密室で二人になる、一人で登下校するなど）で精神的に不安定になるか（パニックやフラッシュバック）」等、児童生徒性暴力等を思い出す要因（場所・人・状況・時刻等）や困っているきっかけを聴き、可能な範囲で環境を整える。また、被害児童・生徒や情報共有をしている教職員が、第三者から被害に関する質問を受けた際の答え方を相談して事前に決めておくなど、周囲からの無理解や配慮のない対応による二次被害から被害児童・生徒を守る。この「周囲からの無理解」を防ぐためには、後述のトラウマ反応に関する理解や被害児童・生徒の自律性を意識した支援が不可欠である。

イ トラウマ反応に関する理解（トラウマ インフォームドケア）

被害児童・生徒は、腹痛、頭痛、不眠、食欲不振等の身体反応や出来事の記憶の想起、集中力の低下、落ち着きがなくなる等のトラウマ反応により学校生活を送ることが困難になる場合がある。その結果、認知機能の変化や判断力の低下を招き、学業等に悪影響が及ぶ場合もある。また、身体反応やトラウマ反応は、被害児童・生徒だけでなく保護者、教職員、他の児童・生徒にも生じうる。そのため、事案に関わっている全員が「自分に起きていることは被害の後に生じる自然な反応である」と理解し、早期に適切に対処していくこと（トラウマ反応の心理教育）が重要である。具体的には、スクールカウンセラーや心理士からの助言を受け、校内で共有することが考えられる。被害児童・生徒が自身の症状について、周囲の理解があるとわかれば、安心して信頼できる大人に相談でき、ひいては学校全体の安心感を取り戻すことにもつながる。

ウ 被害児童・生徒の自律性を意識した支援

被害児童・生徒は、「自分はどうすることもできなかった」という無力感や「自分が悪いからこうなった」という罪悪感を持つことがある。実際にトラウマ反応や様々な心身の症状から、今まで当然にできていたことが困難になり、消極的、悲観的になりやすく、自己肯定感や自己効力感が低くなるおそれもある。そのため、被害児童・生徒ができることを少しずつ広げていき、本人が自分で決めることができるよう促し、支える。具体的には、学校生活を送る上で被害児童・生徒に不都合や課題が生じた際に、世間体や常識にとらわれず、よりよい対処と一緒に考えようとする姿勢が重要となる。まずは被害児童・生徒が答えやすい質問（学校を休むかどうか、教室の中で座る場所、休み時間の過ごし方など）をし、本人の意思を尊重して一緒に考えていく。また、被害児童・生徒に行動する力があるときは、「興味関心を抱いていたこと」や「周囲から認められていたこと」から行動を活性化させ、少しずつ活力と自信を取り戻すことができるように支えていく。

エ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

被害児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして理解を得る。また、学校における対応状況の報告や家庭での状況把握のため、必ず定期的に連絡し、被害児童・生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを把握する。

◆緊急避妊薬の投与について

児童・生徒から性交の被害の訴えがあった場合は、72時間以内に緊急避妊薬を投与する必要があるため、直ちに医療機関に連絡する。このとき、当然保護者にも連絡すべきだが、保護者の了解を得てからでないと医療機関に連絡をしてはならないわけではない。緊急避妊薬の投与は早ければ早いほど避妊の確率が高まることから、保護者と連絡がつかない場合の対応等は、医療機関と相談して、被害を受けたとされる児童・生徒の意思を確認するなど、手遅れにならないよう、安全に投与できるようにする。

（６）事実確認の結果の報告等

学校管理職は、事実確認の結果を所管の教育委員会と保護者に報告する。また、事実確認の結果、犯罪に該当する事実が明らかになったときは、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。

2 留意点

法や指針で定められた学校管理職の役割は以上のとおり多岐にわたるが、これらに加え、以下の各種対応も発生する。学校管理職は、児童生徒性暴力等が発生した際の対応を自身のみで全て完結しようとしてはならない。校内の危機管理対応のためにリーダーシップを発揮しつつも、自身や他の教職員も精神的に傷ついていることを認識し、所管の教育委員会に必要な支援を求める。

(1) 保護者への対応

保護者も児童生徒性暴力等の間接的な被害者であるため、支援の対象者である。 場合によっては、教育委員会と相談の上、専門家によるケアを検討する。

事案発覚時の被害を受けたとされる児童・生徒の保護者への説明に際しては、保護者は学校管理職や教育委員会に対して怒りの感情を有することがある。 このような反応は、当然のことであると理解し、保護者の話を聞き、ニーズを把握して誠意のある対応をする。

丁寧に保護者の話を聞き、気持ちに寄り添うことが必要だが、保護者の全ての要望に対応することが現実的に不可能である場合がある。できない約束をすることは無責任であり、かえって保護者の怒りを強めるため、対応できることは対応し、対応できないことは理由を伝えるなど、合理的な限界を設定して対応する必要がある。

(2) 校内児童・生徒や周囲の教職員の説明

学校管理職は、教職員が逮捕・処分されるなど、児童生徒性暴力等が明るみに出た場合（※6）は、被害児童・生徒の保護者の同意を得て、直ちに、被害児童・生徒は悪くないということを全校児童・生徒に対して伝える。

ただし、たとえ逮捕されても、当該教職員が児童生徒性暴力等の事実を否認している場合、刑事裁判上は推定無罪の状態にあるため、学校の危機管理として、「加害者」と断定するような表現は控える。児童・生徒から信頼されていた教職員が逮捕・免職されたり、辞職したりするケースでは、校内が混乱することが想定されるが、学校管理職は一貫して、被害児童・生徒は悪くなく、児童生徒性暴力等は許されないことであるという姿勢を崩さない。

※6

考えられる学校の対応例

対応にあたっては、教育委員会、必要に応じて警察等と相談して行う。

- ・ 全校集会
- ・ 職員会議
- ・ 一斉メール
- ・ 通知文書
- ・ 保護者説明会
- ・ 実態把握アンケート
- ・ PTA、同窓会、後援会などへの説明

(3) SNS等によるトラブルの予防

学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評が流れたりする場合には、学校管理職は、マスコミ等への対応も含め、被害児童・生徒等を守りつつ、予断のない一貫した情報発信にも留意する必要がある。

被害を受けたとされる児童・生徒のプライバシー保護を徹底するとともに児童・生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮する。

特に、児童・生徒が学校で起こった事故をSNS等に投稿することについては、児童・生徒向けの注意喚起も必要である。注意喚起に当たっては、校内で起きている事実を隠ぺいしているとの誤解を招かぬよう、校内で起きた出来事については、憶測による情報発信はせず、学校管理職からの説明を待ってほしい旨を伝えるとともに、善意での投稿であっても予期せぬ結果をもたらすことがあることを丁寧に指導する。

第3章 他機関等との調整編（教育委員会の対応）

この章の概要

事案が発生した場合、教育委員会は、学校が迅速に適切な初動対応ができるよう、平時から初動体制の整備をしておく必要がある。

また、教育委員会は、所管する学校における教職員による児童生徒性暴力等の防止のために必要な措置を講じる責務を有する。

この章では、教育委員会の役割とともに、参考となる情報を提供できるように記載している。警察への相談などのために、所轄警察署の連絡先一覧を載せるとともに、その他、文科省の参考ホームページ等を紹介する。

Ⅰ 教育委員会の役割

（Ⅰ）専門家の協力を得た調査

教育委員会は、所管の学校管理職から、教職員による児童生徒性暴力等の事実を把握したことの報告を受けたときは、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、学校とともに調査を行う。

教育委員会は、教育委員会が行う調査において児童・生徒に聴取りを行う場合は、聴取り内容が重ならないように学校管理職と事前に段取りを整えておく必要がある。

教育委員会が行う調査の目的は、「客観的な事実の確認」のほか、「被害児童・生徒の尊厳の保持」、「再発防止」であり、単なる事実確認にとどまらない。

なお、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者として、指針では医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者、学識経験者等が挙げられている。静岡県教育委員会では、法に則り、令和4年11月に常設の第三者調査委員会を設置している。

（Ⅱ）過去の児童生徒性暴力等の相談に関する調査の調整

一般的に、児童生徒性暴力等の被害申告は、被害から時間が経ってから行われることが多い。児童・生徒から既に異動した教職員からの被害相談や、児童・生徒の卒業後に被害申告があった場合は、当該教職員の現任校の学校管理職と情報共有を進める。

当該教職員に対する聴取りは、県及び市町教育委員会で協議した上での判断となるが、現任校の学校管理職が行うことになる可能性も高く、教育委員会は、証拠や被害を受けたとされる児童・生徒（成人している場合もある）からの聴取り結果のほか、当時の所属長に対する聴取り結果を現任校の校長に共有できるよう調整を行う。

（３）告発義務の確実な履行

ア 教育委員会における告発

教育委員会は、本来告発すべき犯罪が告発されないということが生じないよう警察機関等と連携して対応するほか、弁護士に相談する等、告発に向けた準備を行う。

教育委員会は、学校管理職と連携して所轄警察署と情報共有を進め、いかなる事実を把握すべきかを確認する等、当該事案が犯罪に該当するかを適切に判断し、犯罪に該当する場合には告発する。告発は保護者が被害届を出していない場合や、児童・生徒が処罰感情を有していない場合においても行う。保護者の被害届の提出の有無と告発は無関係であるため、犯罪の疑いがあるときは、告発義務を履行する必要がある。

イ 被害届の提出と法に定める告発の関係

教育委員会は、所管の学校から児童生徒性暴力等の発生の報告を受け、犯罪の疑いがあるときは、保護者が所轄警察署に被害届を提出する意向を確認するよう、学校に伝える。保護者が直ちに被害届を提出しないときは、学校を通じ、被害届を提出しない理由や、被害を受けたとされる児童・生徒の意向を把握しておく。

被害届の提出と告発は直接の関係はないが、被害者が未成年であり、保護者名義の被害届がある場合は、警察の捜査が円滑に進むことがある。特に、確認された児童生徒性暴力等が犯罪であるが、保護者が被害届の提出に消極的な意向を有している状況であれば、所轄警察署と連携したり、弁護士に相談したりして、保護者へ被害届の提出を促すことも検討する。

（４）児童相談所との調整

教育委員会は、児童相談所から、所管の学校に勤務する教職員に関する相談が寄せられた際には、相談内容を引き継ぐとともに、内容に応じて、学校独自で事実確認をするのか、教育委員会と学校と合同で調査を行うのかを判断し、対応にあたる。

ただし、児童生徒性暴力等の背景に児童・生徒の家庭環境の課題があり、児童相談所が関与するべき児童であった場合は、必要に応じて、教育委員会は、学校及び児童相談所と連携して対応する。

2 留意点等

教育委員会は、その所管する学校における教職員による児童生徒性暴力等の防止のために必要な措置を講ずる責務を有する。そのため、まずは、警察と連携し、初動対応が迅速かつ適切にできるよう体制を整える。さらに、各学校で、法や指針に則った対応ができるよう文科省等の研修資料を紹介するとともに、県としても積極的に研修資料を提供する。

(1) 静岡県内所轄警察署 連絡窓口一覧

名称	担当先等	電話番号	所在地
下田警察署	生活安全課	0558-27-0110	下田市東中7-8
伊豆中央警察署	生活安全課	0558-76-0110	伊豆の国市三福239-4
三島警察署	生活安全課	055-981-0110	三島市谷田194-1
伊東警察署	生活安全課	0557-38-0110	伊東市竹の台2-26
熱海警察署	生活安全課	0557-85-0110	熱海市福道町3-19
沼津警察署	生活安全課	055-952-0110	沼津市平町19-11
裾野警察署	生活安全課	055-995-0110	裾野市平松620-1
御殿場警察署	生活安全課	0550-84-0110	御殿場市北久原439-2
富士警察署	生活安全課	0545-51-0110	富士市八代町3-55
富士宮警察署	生活安全課	0544-23-0110	富士宮市城北町160
清水警察署	生活安全課	054-366-0110	静岡市清水区天王南1-35
静岡中央警察署	生活安全課	054-250-0110	静岡市葵区追手町6-1
静岡南警察署	生活安全課	054-288-0110	静岡市駿河区富士見台1-5-10
藤枝警察署	生活安全課	054-641-0110	藤枝市緑町1-3-5
焼津警察署	生活安全課	054-624-0110	焼津市道原723
島田警察署	生活安全課	0547-37-0110	島田市向谷元町1212
牧之原警察署	生活安全課	0548-22-0110	牧之原市細江2737
菊川警察署	生活安全課	0537-36-0110	菊川市加茂5889
掛川警察署	生活安全課	0537-22-0110	掛川市宮脇1-1-1
袋井警察署	生活安全課	0538-41-0110	袋井市新屋2-4-5
磐田警察署	生活安全課	0538-37-0110	磐田市一言2533-4
天竜警察署	刑事生活安全課	053-926-0110	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3
浜北警察署	生活安全課	053-585-0110	浜松市浜名区小松3218
浜松東警察署	生活安全課	053-460-0110	浜松氏中央区相生町14-10
浜松中央警察署	生活安全課	053-475-0110	浜松市中央区住吉5-28-1
浜松西警察署	生活安全課	053-484-0110	浜松市中央区大人見町3452-1
細江警察署	生活安全課	053-522-0110	浜松市浜名区細江町気賀4640
湖西警察署	生活安全課	053-574-0110	湖西市古見1035-1

(2) 参考資料等

●文部科学省

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について」

- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律関係（法律、基本指針、関係省令）等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

「性犯罪・性暴力対策の強化について」

- ・生命の安全教育
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

「児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画」

- ・児童生徒性暴力等の特徴について
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html
 概要：児童生徒性暴力等の特徴（性暴力等の類型、加害者の思考の誤り等）について解説するもの。
 講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授、一般社団法人「もふもふネット」代表理事
- ・事実調査のための面接－司法面接を参考に－
 概要：児童生徒に対する事実確認の聴き取りを行う際に注意すべき事項等について解説するもの。
 講師：仲真紀子 理化学研究所、立命館大学教授、北海道大学名誉教授
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～
 【令和4年6月29日公開】

●東京都教育委員会

「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」の策定及び「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」の一部改正について（令和5年3月23日）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2023/release20230323_07.html

●静岡県教育委員会

静岡県相談窓口

静岡県教育委員会みんなのヘルプ相談窓口	0120-793-242
静岡県性暴力被害者支援センターSORA	054-255-8710
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
ハロー電話「ともしび」	055-931-8686（沼津） 054-289-8686（静岡） 0537-24-8686（掛川）
静岡県ライン相談	ID @shizuokasoudan で検索

「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」

令和7年3月発行

編集・発行 静岡県教育委員会 静岡市教育委員会 浜松市教育委員会

作成協力 静岡県警察本部
静岡県地方検察庁

本マニュアルの問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県教育委員会教育総務課 勤務条件・監察班

TEL 054-221-3580

FAX 054-221-3561

メール kyoui_soumu@pref.shizuoka.lg.jp

＊静岡市、浜松市に関することは、各政令市教育委員会に御連絡ください。